

R8年度 はるみ小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本姿勢

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりえる」という認識をもち対応する。

- (1)いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめは絶対にゆるさない」学校をつくる。
- (2)いじめを受けた児童の立場に立ち、できうる限りの支援を行い、守り通す。
- (3)いじめをおこなった児童に対しては、毅然とした対応とねばり強い指導を行う。
- (4)保護者との信頼関係づくり、地域や関係諸機関との連携につとめる。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1)児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりにつとめる。
- (2)道徳・特別活動を通して規範意識や集団のあり方などについての学習を深める。
- (3)学校生活での悩みの解消をはかるためスクールカウンセラーなどを活用する。
- (4)教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意をはらう。
- (5)常に危機感を持ちいじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実をはかる。
- (6)児童理解、発達課題などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び、点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7)地域や関係諸機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8)授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくりなど、日々の授業の改善・工夫をはかる。
- (9)保健の授業や教育相談などを通じてストレスを感じた場合でも、それを人にぶつけるのではなく、スポーツや読書などで発散し、誰かに相談したりすることによってストレスが発散できることを学べるようにする。

3. 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。些細な兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いをもち、軽視することなく、必要に応じ複数の教職員で関わり早期発見につとめる。

- (1)児童の行動をしっかりとみる。

- (2)児童の声に耳を傾ける。(日記, 作文, 個別面談, アンケート調査など)
- (3)保護者と情報を共有する。(連絡帳, 電話, 家庭訪問, PTA の会議など)
- (4)地域と日常的に連携する。(地域の方からの情報, 関係機関との情報共有など)

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が発生したときには詳細な事実確認に基づき, 早期に適切な対応を行い, 解消をめざす。

- (1) いじめを受けた児童やその保護者の立場に立ち, 詳細な事実確認を行う。
(加害者, 被害者, 傍観者)
- (2)学級担任等が抱え込むことのないように, 学校全体で組織的に対応する。
- (3)学校は事実に基づき, 子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4)いじめをおこなった児童には, 行為の善悪をしっかりと理解させ, 反省を促す。
- (5)重大な暴力行為, 金品強要, その他法に触れるいじめが生じる恐れがある場合は, 早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6)いじめが解消した後も, 児童の様子をしっかりと見て, 保護者への継続的な連絡を行う。
・「いじめに係る行為が止んでいること」「児童が心身の苦痛を感じていないこと」を確認する。
- (7)いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5. アンケート調査の実施

6月, 10月, 2月の計3回, 学校生活アンケート調査を実施する。また, いじめ問題が生じたときには, 必要に応じアンケート調査を実施し, 早期に適切な対応を行う。

6. 学校いじめ対策委員会の設置及び研修の実施

- (1)問題の予防・調査・解決が必要とされる児童等について毎月1回の子ども支援委員会で共有し, 日程を決め会議を行う。
- (2)問題が生じたときに随時開催する。
- (3)必要に応じて外部専門家(心理や福祉の専門家, 弁護士, 医師, 教員・警察官経験者など)が参加しながら対応する。
- (4)いじめ対応チェックシートを活用し, また, いじめ問題への対応として「児童の実態把握, いじめのない集団づくり」などをテーマにした校内研修を実施する。
- (5)構成は, 管理職, 主幹教諭, 生徒指導主任, 教務主任, 関係教員, 養護教諭, スクールソーシャルワーカー(可能な限り)とする。

7. ネット上のトラブル防止について

携帯電話の普及に従い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、ネットいじめプログラム等を開催するなどし、ネット上のトラブルを未然防止につとめる。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、児童が悩みを抱え込まないように、相談窓口など関係機関の取り組みについても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害拡大をさけるため、直ちに削除するよう対応すし、必要に応じ関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察及び教育委員会等に通報・報告し、連携する。

8. 重大事態への対処について

- (1) 重大事態を認知した際は、速やかに堺市教育委員会に報告し、学校もしくは教育委員会が設置した調査機関のもとに事実確認等、徹底した調査に努める。
- (2) 重大事態に対する対応については教育委員会の助言を仰ぎながら対応する。

9. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (3) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- (4) いじめをはやしたてるなど同調していた児童には、それはいじめであることを指導する。

10. いじめ防止等に関する年間計画

月	学校行事	いじめ防止に関する取り組み	いじめ点検・評価	教科との関連	担当者	連携する外部専門家など
4	始業式 内科検診 家庭訪問	校内いじめ対策委員会 仲間づくりの話 (始業式) あいさつ運動 非行防止教室		特別活動	生徒指導主任 学年主任 生徒指導主任、児童会	SC

5	校外学習 体育参観	体育大会練習			学年主任	
6	校外学習		いじめアン ケート①		生徒指導主 任 学年主任	
7	個人懇談 会 終業式	いじめ巡回指導員と の情報交換			各担任 生徒指導主 任	警察
8	夏季休業 始業式	人権・特別支援・生徒 指導に関する教員対 象の研修会 仲間づくりの話			人権主任 生徒指導主 任	指導主事
9		仲間づくりの話			学年主任等	
10	連合運動 会 林間学校	たてわり活動 いじめに特化した道 徳の授業	いじめアン ケート②		生徒指導主 任 児童会 道徳推進教 師学年主任	
11	にんげん 学習交流 会	SAFEプログラム たてわり活動			学年主任 児童会	
12	個人懇談 会 終業式	たてわり活動 地域との意見交換			児童会	PTA 自治会等
1	始業式	仲間づくりの話 (始業式) たてわり活動			学年主任 児童会	
2		たてわり活動	いじめアン ケート③		児童会 生徒指導主 任	
3	卒業式 修了式		学校評価		管理職	

11. いじめの対応（いじめの発見やいじめの疑いがある場合の組織対応）

[連絡体制]

